

議案第 3 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「12,440 円」を「12,500 円」に改め、同表班長及び団員の項中「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた市川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（公務災害補償の内払）

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定により支払われた公務災害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例の規定により支払われた傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの期間に係るものに限る。）は、これらに相当する新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。